

長 建 協 発 第 4 6 0 号
平成 2 7 年 1 月 1 4 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

施工体制台帳等活用マニュアル並びに
施工体制台帳の作成等についての改正について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

今般、建設業法の一部を改正する法律により、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が改正され、公共工事における施工体制台帳の作成及び提出の範囲が、下請契約を締結する全ての場合に拡大されることとなりました。

また、建設業法施行規則等の一部を改正する省令により、建設業法施行規則が改正され、施工体制台帳の記載事項として外国人技能実習生及び外国人建設就労者の従事の状況が追加されることとなりました。

これらの改正は、いずれも平成27年4月1日より施行されます。

つきましては、標記について、別添のとおり全建を通じ国土交通省土地・建設産業局建設業課長より通知がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、同改正に伴い、全建統一様式「施工体制台帳」、「施工体制台帳(記載例)」が変更される予定となっておりますことと、詳細については、全建より後日改めて通知が届くこととなっておりますので、わかり次第お知らせいたしますことを申し添えます。